

15 公開審第26号

平成16年1月23日

福島県公安委員会 様

福島県情報公開審査会長

公文書一部開示決定に対する審査請求について（答申）

平成15年9月18日付け福公委（総相）第18号により諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見は別紙のとおりです。

（事務局 福島県文書管財領域文書法規グループ 電話024-521-7053）

諮問第 6 6 号

答 申

第 1 審査会の結論

福島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成 1 5 年 3 月 3 日付け「人事異動の発令について」（以下「本件対象公文書」という。）において、警部補以下の警察官の氏名並びに一般職員の異動の欄のうち課長相当職昇任及び課長補佐相当職の部分を除く職員の氏名（以下「本件異動対象職員の氏名」という。）を不開示としたことは妥当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 平成 1 5 年 3 月 1 7 日、審査請求人は、福島県情報公開条例（平成 1 2 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「平成 1 5 年 3 月の県警における定期人事異動で内示のあった警察職員のわかる文書」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 平成 1 5 年 3 月 3 1 日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として本件対象公文書を含む 2 件の公文書を特定し、本件対象公文書について、これを一部開示するとの決定を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

【不開示とする部分とその理由】

ア 本件異動対象職員の氏名

理由

条例第 7 条第 2 号該当

特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないため。

イ 退職種別記載の部分及び発令内容の欄

（理由）

条例第 7 条第 2 号該当

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないため。

- 3 平成 1 5 年 4 月 3 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 条の規定により、前記 2 の決定中、本件異動対象職員の氏名を不開示とした処分（以下「本件処分」という。）を不服として、福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書を総合すると次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る情報は、外形的には条例第7条第2号本文に該当するが、ただし書によって不開示情報から除外される。

(2) 実施機関は、平成12年分まで長年、警部補以下の異動についても氏名を公開しており、この情報が報道機関を通じて県民に提供されてきた。つまり、警察職員全員の異動について、情報の公開が慣行になっていたと言えることから、条例第7条第2号ただし書アに該当するのは明白である。

なお、県庁職員の人事異動では今でも全職員の氏名が公開されている。

(3) 逮捕権を独占的に保有する警察職員個々の所属についての情報は、公共性が高い上、職務の遂行と密接に関わる情報ということができ、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

(4) 今回の人事異動を記載した文書には住所まで書かれているわけではなく、「公安委員会及び警察本部長が行う情報公開の基準等（以下「情報公開の基準等」という。）」にある「当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがある場合」には該当しないことから、異動対象者の氏名と異動先を公開することが、個人のプライバシーに当たるとは到底考えられない。

(5) 結論

本件異動対象職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書ア及びウにより、不開示情報から除外されるべきであり、実施機関の一部開示決定は妥当とはいえない。

氏名の公開は、プライバシーの侵害につながるものではない上、警察職務の特殊性や公共性から鑑みても、警部補以下の氏名は公開されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、平成15年3月3日付けで、実施機関から各所属長にあてた「人事異動の発令について」と題する通知であり、異動内容、発令・着任日、辞令交付の日程・服装及び留意事項が記載され、さらに、異動内容には、階級（職）及び発令日ごとに、新所属、階級、氏名及び現所属又は発令内容が記録されている。

2 一部開示決定理由

(1) 条例第7条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるとの観点により規定されたものであるが、個人のプライバ

シーの概念は、法的に未成熟で、その範囲も個人によって異なり、類型化が困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

また、本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、例外的に開示事項として規定されたものである。

(2) 条例第7条第2号本文該当性について

本件異動対象職員の氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

(3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ただし書アは、法令等の規定により公にされている情報や慣行として公にされている情報は、場合によっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられることから、これを開示することとしたものと解される。

本件異動対象職員の氏名は、法令等の規定によりその内容の公表が定められているものではなく、また、慣行として公にしている情報でもなく、さらに、一般に公表されている情報とも認めることはできない。

実施機関において、職員の氏名が慣行として公にされているか否かについては、県総務部が編集している「福島県職員録」（以下「県職員録」という。）への登載を一つの基準としており、本件異動対象職員の氏名については、県職員録への掲載はなく、慣行として公にされているとは認められないことから、ただし書アには該当しない。

本件異動対象職員の氏名については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要な情報とは認められず、ただし書イには該当しない。

また、ただし書ウは、公務員等に係る個人情報及び職務遂行に係る情報である場合には、当該公務員等の職、氏名（警察職員に係る氏名を除く。）及び職務遂行の内容に係る部分については、例外的に開示する規定である。本件異動対象職員の氏名は、異動対象となる職員を特定するための情報であり、当該職員にとって職務遂行上の情報とは認められないことから、ただし書ウには該当しない。

3 情報公開の基準等に関する審査請求人の主張について

情報公開の基準等において、「氏名を慣行として公にしている職員の範囲は、現在のところ、県職員録への登載、人事異動における公表の実態から、警部又は同相当職以上の職員と定められている。また、「氏名を慣行として公にしている職員であっても、対象公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがある場合には、条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）に該当し不開示となり、その他条例第7号各号に該当する場合にも不開示となる。」と定められている。

審査請求人は、この情報公開の基準等に関し、「当該職員又は家族に危害が加えら

れるおそれがある場合」に該当するとは考えられず、個人のプライバシーに当たらない旨を主張している。当該記載部分は、慣行として公にしている職員の氏名を条例第7条第4号及び同条各号により不開示とする場合の理由であり、本件異動対象職員の氏名は、当該記載部分に該当するとして不開示としたものではなく、条例第7条第2号該当性により不開示としたものであることから、審査請求人の主張は本件処分に該当するものではない。

4 結論

本件対象公文書において不開示とした本件異動対象職員の氏名については、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、一部開示決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、職員の任命権者である実施機関が行う警察職員の人事異動に際し、実施機関から各所属長あてに通知された人事異動の内容を記載した文書である。

本件対象公文書には、異動内容、発令・着任日、辞令交付の日程・服装及び留意事項が記載されており、このうち、異動内容には、階級（職）及び発令日ごとに、新所属、階級又は身分、氏名及び現所属又は発令内容が記録されている。

2 当審査会が判断する不開示部分について

実施機関は、本件対象公文書の記載内容中、本件異動対象職員の氏名並びに退職種別記載の部分及び発令内容の欄を不開示としたものであるが、審査請求人は、このうち、本件異動対象職員の氏名のみを開示を求めていることから、当審査会としては、当該部分について判断するものとする。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護する必要があるとの観点により規定されたものと解される。すなわち、個人のプライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として定められたものであると解される。個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、個人を識別することができない情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすることにより個人の権利利益を害する情報もあり得ることから、そのような個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと解され

る。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、本来保護の必要性がない公知の情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

(2) 条例第7条第2号本文該当性について

本件異動対象職員の氏名は、個人に関する情報であって、当然に当該個人が識別され得る情報であり、同号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、同号ただし書のいずれかに該当する場合には開示すべきものであり、以下、本件異動対象職員の氏名が、ただし書アからウに該当するか否かについて検討する。

ア 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報など法令等の規定により公にされている情報や叙勲者名簿など慣行として公にされている情報については、一般に公表されている情報であり、場合によっては、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものであることから、これを開示することとしたものと解される。また、「公にすることが予定されている情報」とは、公表されることが予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例として公表されるものと解される。以下これらの該当性について判断する。

まず、本件異動対象職員の氏名は、法令等の規定により公表が定められている情報でないことは明らかである。

次に、「慣行として公にされている情報」について、審査請求人は、実施機関は、平成12年分まで警部補以下の異動についても氏名を公開し、この情報が報道機関を通じて県民に提供されてきたことから、慣行として公にされていると主張している。

当審査会としては、公にされている状況を把握するため、本件対象公文書に係る人事異動が全県域にわたることから、全県的に販売されている新聞における報道状況と、有料ではあるが誰でも入手できる県職員録への掲載状況について検証することとした。

まず、市販されている新聞の縮刷版（地方紙1紙）において、県警察職員の過去の人事異動の記事掲載状況を平成元年から調査したところ、警察官については、平成元年は巡査（巡査は初任科生のみ）以上、平成2年から平成12年までは巡査部長以上、平成13年以降は警部以上の氏名が掲載され、また、一般職員については、平成元年は係長相当職（主査）以上、平成2年は係長以上、平成3年から平成7年までは係長相当職（主査）以上、平成8及び9年は係員（係員は退職者のみ）以上、平成10年は主任以上、平成11年は係長相当職（主査）以上、平成12年は係長以上、平成13年以降は主幹以上の氏名が掲載されていることをそれぞれ確認した。このように実施機関の人事異動については、平成12年ま

では、警部補以下の警察官や同相当の職以下の一般職員（以下「警部補等以下の職員」という。）の氏名等についても報道機関を通じて県民に公表されていたが、平成13年以降は、警部補等以下の職員に関する情報は報道機関を通じて、県民には公表されていない。

また、県職員録について、平成8年度から本年度までを調査したところ、警察本部では警部以上の警察官と課長補佐以上の一般職員、警察署では署長について、それぞれ氏名等が掲載されていることを確認した。このことから、県職員録においては、一貫して、警部補等以下の職員については掲載されていない状況にある。

ところで、職員の氏名が慣行として公にされている情報とされるには、当該情報が、過去においても広く県民が知り得る状態にあり、その状態が継続され、現在においても、なお、県民に対して知り得る状態に置かれていることが必要であると考えられる。

したがって、こうした人事異動における報道機関を通しての公表の状況及び県職員録への掲載状況からすれば、警部補等以下の職員の氏名については、現時点（開示請求の時点）において、広く県民が知り得る状態にある情報とは認めることができず、慣行として公にされている情報には該当しないと考えるのが妥当である。

最後に、現時点においては、上述したように、警部補等以下の職員の氏名については、実施機関が公表する予定がある情報とは認められず、また、通例として公表されるものとも考えられないことから、本件異動対象職員の氏名については、公にされる予定の情報とは認められない。

以上のことから、本件異動対象職員の氏名は、ただし書Aには該当しないと認められる。

なお、審査請求人は、警察職員と対比し、県庁職員の人事異動では今でも全職員の氏名が公開されていると言っているが、警察職員については、その職務の特殊性などから、公開の範囲についての考え方が異なるものと考えられ、このことについては不合理であるとは認められない。

イ 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、プライバシーを中心とする個人の正当な利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益、つまり人の生命、健康、生活又は財産の保護のために開示することが必要であると認められる場合には、開示することとしたものと解される。

本件対象公文書は、任命権者が行う職員の異動について、各所属に周知するために作成された通知文書であり、その記載内容である人事異動の対象となる職員の氏名は、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために開示することが必要である情報とは認められず、ただし書イには該当しないと認められる。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

ただし書ウは、公務員等に係る個人情報が職務の遂行に係る情報である場合には、当該公務員の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに職務遂行の

内容に係る部分については例外的に開示することとしたものと解される。

審査請求人は、この点に関し、逮捕権を保有する警察職員個々の所属についての情報は、公共性が高い上、職務の遂行と密接に関わる情報ということができ、ただし書ウに該当する旨を主張している。

ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいい、公務員等の身分の取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとって、職務に関する情報ではあっても、職務遂行に係る情報には当たらないと解される。このことから、本件異動対象職員の氏名は、当該職員にとっては、職務に関する情報であっても、職務の遂行に係る情報には該当しないと認められる。また、たとえ、職務の遂行に係る情報には該当するとしても、ただし書ウで開示すべき公務員等の氏名からは、警察職員の氏名は除かれることから、本件異動対象職員の氏名は、ただし書ウには該当しないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、異動対象者の氏名と異動先を公開することが、個人のプライバシーに当たるとは到底考えられない旨主張しているが、条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、ただし書に該当する場合を除いて、不開示にされると解されるものである。よって、本件処分判断の際には、当該情報が個人のプライバシーに該当するか否かを判断するのではなく、特定の個人が識別できる情報であるか否か、ただし書に該当するか否かを判断するものと解されることから、審査請求人の主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、今回の人事異動を記録した公文書には住所まで書かれているわけではなく、情報公開の基準等にある「当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがある場合」に該当するとは考えられない旨を主張している。

情報公開の基準等における当該記載の部分は、慣行として氏名を公にしている警部又は同相当の職以上の警察職員の氏名であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）などに該当し、不開示とされることがある場合を例示したものである。本件審査請求において開示を求められているのは、警部補又は同相当の職以下の職員の氏名であり、これは、既に条例第7条第2号により不開示とされている情報であることから、審査請求人の主張は失当である。

5 以上から、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

平成15年4月14日	・ 諮問書の受理
平成15年7月29日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出要求
平成15年8月20日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成15年9月2日	・ 審査請求人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 審査請求人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出要求
平成15年9月11日	・ 審査請求人から一部開示決定理由説明書に対する意見書を受付
平成15年10月3日 (第114回審査会)	・ 審査請求に係る経過等の説明 ・ 審議
平成15年10月17日 (第115回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由等について説明聴取 ・ 審議
平成15年11月14日 (第116回審査会)	・ 審議
平成15年12月18日 (第117回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
稲庭 恒一	福島大学行政社会学部教授	会長
大河内重男	弁護士	会長職務代理者
垣見 隆禎	福島大学行政社会学部助教授	
今野 博美	(財)21世紀職業財団福島事務所 雇用管理アドバイザー	
星 光政	日本赤十字社嘱託	